

木津川市条例第 号

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例及び木津川市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例（案）

（木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の一部改正）

第 1 条 木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和 3 年木津川市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3） 管理不全空家等 市の区域に所在する法第 1 3 条第 1 項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p> <p><u>（4） 管理不全空住戸等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空住戸等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空住戸等をいう。</u></p> <p><u>（5）</u>（略）</p> <p><u>（6）</u> 特定空住戸等 空住戸等であつて、次に掲げる状態のうちいずれかに該当すると市ものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3）</u>（略）</p> <p><u>（4）</u> 特定空住戸等 空住戸等であつて、次に掲げる状態（以下、「<u>管理不全状態</u>」という。）のうちいずれか</p>

ア～エ (略)

(7)・(8) (略)

(空家等又は空住戸等の所有者等の責務)

第3条 空家等又は空住戸等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、前条第6号アからエまでに掲げる状態にならないよう、常に自らの責任において、空家等又は空住戸等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、自ら利用する見込みがない空家等又は空住戸等を有効に活用するよう努めなければならない。

3 所有者等は、市が実施する空家等及び空住戸等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 (略)

2 市は、所有者等による空家等及び空住戸等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空住戸等への立入調査等)

第5条 (略)

に該当すると市長が認めるものをいう。

ア～エ (略)

(5)・(6) (略)

(空家等又は空住戸等の所有者等の責務)

第3条 空家等又は空住戸等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、管理不全状態にならないよう、常に自らの責任において、空家等又は空住戸等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、自ら利用する見込みがない空家等又は空住戸等を有効に活用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 (略)

2 市は、所有者等による空家等及び空住戸等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空住戸等への立入調査等)

第5条 (略)

2 市長は、第10条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空住戸等の所有者等に対し、当該空住戸等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空住戸等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 (略)

(空住戸等の所有者等に関する情報の利用等)

第6条 (略)

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空住戸等に工作物を設置している者その他の者に対して、空住戸等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(管理不全空家等又は管理不全空住戸等の認定)

第7条 市長は、空家等又は空住戸等について調査を行った結果、当該空家等又は空住戸等が管理不全空家等又は管理不全空住戸等に該当すると認められる場合は、管理不全空家等又は管理不全空住戸等に認定する。

(適切な管理が行われていない空住

2 市長は、第8条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空住戸等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 (略)

(空住戸等の所有者等に関する情報の利用等)

第6条 (略)

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空住戸等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

戸等の所有者等に対する措置)

第8条 市長は、管理不全空住戸等の所有者等に対し、当該管理不全空住戸等が特定空住戸等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空住戸等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空住戸等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空住戸等が特定空住戸等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告をすることができる。

(特定空家等又は特定空住戸等の認定)

第9条 市長は、空家等又は空住戸等について調査を行った結果、当該空家等又は当該空住戸等が第2条第6号アからエに掲げる状態のうちいずれかに該当すると認められる場合は、特定空家等又は特定空住戸等に認定する。

2 (略)

(特定空家等又は特定空住戸等の認定)

第7条 市長は、空家等又は空住戸等について調査を行った結果、当該空家等又は当該空住戸等が管理不全状態のうちいずれかに該当すると認められる場合は、特定空家等又は特定空住戸等に認定する。

2 (略)

<p>第10条～第13条 (略)</p> <p><u>(過料)</u></p> <p>第14条 <u>第5条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の過料に処する。</u></p>	<p>第8条～第11条 (略)</p>
--	---------------------

(木津川市空家等対策協議会設置条例の一部改正)

第2条 木津川市空家等対策協議会設置条例（平成29年木津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。<u>以下「条例」という。</u>）第2条第5号に規定する特定空家等又は同条第6号に規定する特定空住戸等の認定並びに行政指導及び不利益処分に関すること。</p> <p><u>(4) 条例第2条第3号に規定する管理不全空家等又は同条第4号に規定する管理不全空住戸等の行政指導</u></p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）第2条第3号に規定する特定空家等又は同条第4号に規定する特定空住戸等の認定並びに行政指導及び不利益処分に関すること。</p>

に関すること。

(5) (略)

(4) (略)

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。